平成２５年（フ）第４３９号
茨城県水戸市若宮１丁目７番12棟402号　県営若宮アパート
債務者　井坂　綾子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２５６号
茨城県筑西市海老ヶ島1486番地４
債務者　岡部　伸明
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２５８号
茨城県古河市諸川1206番地５
債務者　猪瀬江里子（旧姓関・石川）
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２６０号
茨城県下妻市下妻丙18番地２
債務者　堀越　一雄
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２６３号
茨城県常総市山口669番地　ヒルズボックス２番館202、前住所茨城県坂東市沓掛1322番地２　サシマハイツ６号
債務者　倉本　幸治
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２６４号
茨城県坂東市沓掛1322番地２　サシマハイツ６号、前住所茨城県下妻市加養3281番地２
債務者　倉本　功子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２６５号
茨城県結城郡八千代町大字菅谷834番地138
債務者　國定　雅子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２６７号
茨城県下妻市長塚434番地３　坂入住宅１―２、前住所茨城県結城郡八千代町大字栗山242番地９
債務者　小竹孝四郎
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２６８号
茨城県下妻市長塚434番地３　坂入住宅１―２、前住所茨城県結城郡八千代町大字栗山242番地９
債務者　小竹　千代
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２６９号
茨城県坂東市小泉972番地２
債務者　本田　訓子（旧姓安永）
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２７２号
茨城県桜川市真壁町塙世789番地４、住民票上の住所茨城県桜川市真壁町田290番地８
債務者　稲葉　光正
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２８５号
茨城県常総市水海道橋本町3196番地３　新堀マンション207
債務者　髙橋炎理香
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２８７号
茨城県筑西市布川1015番地４
債務者　小圷　　浩
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１３５号
富山県射水市南太閤山６丁目48番地
債務者　赤壁　幸男
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第４１６号
岐阜県各務原市須衛町１丁目312番地
債務者　沢田造園こと　澤田　幹雄
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第９２９号
名古屋市瑞穂区市丘町２丁目67番地
債務者　田中　輝美
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８０号
滋賀県草津市野路東４丁目20番46―105号　サンセッテ21、前住所滋賀県草津市片岡町172番地17
債務者　中川　　豊
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　大津地方裁判所民事部